

## 陽性者健康フォローアップセンターとは？

症状が軽いなどのため医療機関を受診せず、自己検査で「陽性」だった場合に、速やかな療養につなげることを目的に、各都道府県に設置。陽性となった場合の登録のほか、自宅療養中の健康相談も受け付けています。一人暮らしの方には積極的な登録を勧めています。



▲県ホームページ

### 陽性者登録部門

専用ウェブサイトから登録（24時間受付）

- ◆発生届対象外の方が対象
  - ◆食料支援や宿泊療養などの調整、陽性の診断を示す通知メールの送付等
  - ◆登録方法に関する相談窓口
- ☎050 - 5444 - 2359（午前9時～午後5時）

### 健康相談部門

☎050 - 5530 - 2138（24時間受付）

- ◆自宅療養中の体調不安や症状悪化時の相談対応
- ◆その他自宅療養に関する相談や問合せに対応
- ◆未登録の方も相談可能

## 陽性者の療養期間・濃厚接触者の待機期間が見直されています

陽性者の療養期間が9月7日から、濃厚接触者の待機期間が7月22日から、それぞれ変更されています。有症状の方は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除が可能となりました（入院している場合は、従来どおり10日間の療養）。

### ■有症状の場合 / 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	療養期間（7日間）							療養解除

※10日目までは感染リスクが残っているため、感染予防行動の徹底が必要。

### ■無症状の場合 / 検体検出日から7日間経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体採取日	療養期間（7日間）							療養解除
					※			

5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、療養期間を5日間に短縮可能。

※7日目までは感染リスクが残っているため、感染予防行動の徹底が必要。

### ■濃厚接触者の待機期間 / 最終接触から5日間経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日	待機期間（5日間）					待機解除
		※	※			

2日目及び3日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、3日目から待機の解除が可能。

※7日目までは感染リスクが残っているため、感染予防行動の徹底が必要。

- 待機期間中に、別の同居者が陽性となった場合、その日を0日目として改めて起算します

陽性者と同居する方は濃厚接触者に該当します

### <療養期間中の外出について>

有症状で症状軽快から24時間経過した方や無症状の方は、自主的な感染予防<sup>\*</sup>の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど「必要最小限」の外出を行うことは可能です。

※自主的な感染予防…外出等は短時間、必ずマスクを着用、移動時は公共交通機関を使わない等

# 新型コロナウイルス感染症情報



▲詳しくはこちら

国・県で方針の見直しがあり、国・県・市のホームページ等で周知が行われていますが、9月14日から届出の流れが変更されています。また、今年の冬はインフルエンザとの同時流行も懸念されていて、国の方針に更に変更がある場合は改めてお知らせします。

【問合せ】  
本所地域包括ケア推進室  
☎35 - 1251

## 医療機関の受診の流れが変更されています

軽症者が多い状況の中、重症化リスクのある方等（以下の①～⑥）が重点的に医療を受けられるよう、受診の流れが変更されています。

- ①65歳以上の方    ②入院を要する方    ③妊婦の方
  - ④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要な方  
※重症化リスクとなる基礎疾患…糖尿病、高血圧、慢性の腎臓病、BMI 30以上等
  - ⑤10歳未満の小児    ⑥症状の重い方
- ☆①～④の方が、医療機関で保健所に発生届を提出する対象です。

①～④以外の方は  
陽性者健康フォロー  
アップセンターに  
自ら登録を  
お願いします

## 「新型コロナに感染したかも？」と思ったら 陽性者の届出（登録）の流れ

